

川崎三興化成株式会社 行動計画

全ての社員が仕事と家庭を両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 育児休業等（産前産後休業含む）に関連する制度の周知を図る

〈対策〉

- ・令和 7年4月～ 管理職者へ育児休業取得に対する意識付け
- ・令和 9年4月～ 社員へ育児休業等に関する制度の周知
- ・令和11年4月～ 育休中の労働者の業務を代替する労働者の負担軽減のための業務効率化を各部署へ要請